

組 織 運 営 規 約

第 1 章 総 則

(運営基準)

第 1 条 この規則は、日本情報振興協同組合の組織を運営するための基準を定めたものである。

(定めのない事項)

第 2 条 この規約に定めのない事項は、総会または理事会の決定に従うものとする。

第 2 章 組 合 員 ・ 賛 助 会 員

(組合員の範囲)

第 3 条 組合員は定款第 8 条に定める要件を備えるものとし、定款にいう小規模の事業者とは以下のいずれかに該当する者をいう。

- ①資本金の額または出資の総額が 5 千万円以下の会社
- ②常時使用する従業員の数が 1 0 0 人以下の会社及び個人

(組合員の出資口数)

第 4 条 組合員は加入にあたり 2 口を出資するものとする。

(賛助会員)

第 5 条 第 3 条に定める組合員に該当しない（資格を有しない）者で、本組合活動に積極的に参加しようとする者は、定款第 5 3 条の定めに従い賛助会員として事業活動に参加することが出来るものとし、以下の条項に従うものとする。

- (1) 加入に際しては、組合員と同等に理事会において加入の諾否を決するものとする。
- (2) 組合員の出資金と同額の入会金、賦課金と同額の会費を支払う義務を負うものとする。
- (3) 退会時に、前項に基づき支払った入会金の払い戻しは行わないものとする。

第 3 章 総 会

(意義と目的)

第 6 条

- (1) 総会は、日本情報振興協同組合の最高決議機関であり、すべての組合員をもって構成する。
- (2) 総会議案は、法または定款で定める事項とする。

(電磁的方法による総会招集の手続き等)

第 7 条 総会招集通知並びに総会議案書等の発出について、書面での送達以外に電磁的方法によることも出来るものとし、その方法は以下の通りとする。

- ①予め登録されている組合員のメールアドレスに E-mail にて送信する。
- ②総会議案等の書面は、原則として PDF 形式のデータファイルとして E-mail に添付して送信する。

(総会準備)

第8条 総会の開催にあたって、以下の準備をすることとする。

(1) 総会議案書の作成

③総会議案は、事務局にて草案を作成し、理事会承認をもって議案書とする。

④議案書は、総会開催日の10日前までに全組合員に到達することとする。

(2) 委任状の提出

総会に出席出来ない組合員は、定款第41条の定めに従い、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。その場合、総会当日までに委任状を事務局に提出しなければならないものとする。この場合も、電磁的方法による提出も可とする。

(文書総会)

第9条 伝染病の蔓延、天災等での交通機関の麻痺など、組合員の半数以上が一箇所に集まって総会を開催することが困難であると判断される時は、文書で総会議案の議決ができる文書総会を開催することができるものとする。その場合、その手段、運営方法などについては理事会で協議してその実施要綱を定めることとする。

第4章 理事会

(構成)

第10条

(1) 理事会は、定款第25条に定める役員（理事、監事）で構成する。

(2) 理事会は、定款第29条の定めに従い、理事長1名、副理事長2名、専務理事1名を選出しなければならない。但し、専務理事にあっては欠員も可とする。

(3) 第(1)項に定める構成員以外に、理事会において支部長等のオブザーバー出席を認めることができるものとする。この場合、オブザーバーは理事から意見を求められた場合にのみ発言することができることとするが、議決権は有しない。

(理事会の成立)

第11条

(1) 理事会は、役員の過半数の出席をもって成立する。

(2) なんらかの事情で出席が困難な場合、理事の過半数の賛同をもって電磁的方法にて理事会に出席することができる。この場合の電磁的方法とは、ZOOM等のリモート会議システムを利用するものとする。

(職務)

第12条

(1) 理事会は、総会に次ぐ決議機関であり、総会決議事項の具体化をはかり、組合活動の推進を担う執行機関としての役割を持つ。

(2) 理事会は、組合員からの意見に耳を傾け、十分審議を尽くして各種事業を推進していく役割を担う。

(テレビ理事会)

第13条 第10条第(1)項に定める構成員が、一堂に会して対面で開催する理事会（集合理事会という）の他に、ZOOM等のリモート会議システムを利用して構成員がネット上で一堂に会する理事会（テレビ理事会という）を開催することができる。この場合、理事会としての成立要件は以下のものすべてを満たすこととする。

①理事の過半数以上の出席があること

- ②出席理事の顔が見えること
- ③音声、映像がスムーズに出力されること

第5章 委員会

(設置)

第14条

- (1) 組合活動を円滑にかつ活発に行うために、定款第51条の規定に基づき、特定の目的を持って活動する委員会を設置することができる。
- (2) 委員会の種類及び審議事項は理事会の議決を経て定める。

(組織)

第15条 委員会は、委員をもって構成する。

- (1) 委員は、理事及び組合員のうちから理事長が委嘱する。
- (2) 委員会には、委員長1名、副委員長1名を置くものとし、理事である委員のうちから理事長が委嘱する。
- (3) 委員長は、委員会の活動を統括し会議の議長を務める。

(任務)

第16条 委員会は、理事会又は理事長より諮問又は付託された事項について調査、研究、建議、提案、折衝等を行うものとする。

(報告)

第17条 委員長は、前条でいう任務の遂行状況について、理事会に報告する義務を負うと共に、理事会からの要請事項の遂行に努めるものとする。

第6章 支部

(構成)

第18条

- (1) 組合活動を、それぞれの地域において円滑かつ活発に行うために以下の支部を設ける。
 - ①北海道支部
 - ②東北支部
 - ③関東支部
 - ④中部支部
 - ⑤関西支部
 - ⑥中四国支部
 - ⑦九州支部
- (2) 支部の新設、統廃合などは理事会の議決を経て定める。

(事業)

第19条 支部は、次の事業を行う。

- (1) 支部所属組合員の事業拡大に関する事業
- (2) 支部所属組合員の技術向上に関する事業
- (3) 支部所属組合員の懇親、交流を図る事業
- (4) 前各号の事業に付帯する事業

(支部役員)

第20条 支部には次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 若干名
- (3) 会計 1名

(支部役員の選出、任期)

第21条

- (1) 支部役員は、4月に開催される理事会までに支部所属組合員の中から互選にて次期役員候補者を選任する。
- (2) 支部から選任された候補者は、4月に開催される理事会にて審議して次期支部役員として委嘱される。
- (3) 支部役員の任期は毎年5月1日から翌年4月30日までの1年間とし、再任は妨げない。
- (4) 支部役員に欠員が生じた場合は、速やかに補欠を選出のうえ理事会において委嘱する。
- (5) 補欠のために選出された支部役員の任期は、現任者の残任期間とする。

(支部会)

第22条

- (1) 第19条に定める事業を遂行するために、適宜、支部会を開催するものとする。開催頻度や開催日は支部の状況において支部役員にて協議の上決定するものとするが、原則として年に3回以上は開催することとする。
- (2) 支部会は、支部長が招集し、所属組合員は積極的に参加する義務を負う。
- (3) 必要が生じた場合には、前項に関わらず臨時に支部会を開催することができる。
- (4) 当該支部を担当する理事は、理事会での決定事項等を報告し組合の運営方針の周知徹底を図るとともに、理事会において支部会の開催報告を行うものとする。

(事業計画、予算案)

第23条

- (1) 支部は、毎年3月末日までに理事会に対して、次年度の事業計画と予算計画を提出するものとする。
- (2) 事業計画は、次年度に行う予定の支部会やその他の事業を立案するものとする。
- (3) 予算案は、前項の事業計画を遂行するに必要な予算を計上するものとする。
- (4) 理事会は、各支部から提出された事業計画と予算案を審議すると共に各支部とも協議して、5月末日までに支部ごとの事業計画と予算案を決定するものとする。

(会計)

第24条

- (1) 支部予算の収入額は、前条に基づき理事会において決定された額とする。
- (2) 支部は、割り当てられた予算の範囲内で事業を遂行する。
- (3) 会計役員は、予算の執行状況等の管理を行い、年度終了後に理事会に収支報告を行う。

付 則

この規約は2024年6月21日から施行する。